

経済産業省委託事業

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品
の流通についての ISP 責任に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第11章 ベトナム



1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

Vatgia	
U R L	http://www.vatgia.com
知名度	Alexa Rank 「17位/ベトナム」「2,473位/グローバル」 Facebook いいね! 「131,620」
概要	この Web サイトは、Vietnam Vat Gia Joint Stock Company の Web サイトであり、電器製品、バイク、住宅、化粧品、衣装等の様々な商品を取り扱っている。また、消費者の買い物を手助けする記事も多く提供している。
Enbac	
U R L	http://enbac.com
知名度	Alexa Rank 「70位/ベトナム」「8,944位/グローバル」 Facebook いいね! 「127,984」
概要	この Web サイトは、男性ファッション、衣服、アクセサリ及び化粧品から処分品、割引商品まで取り扱っている。ファッションに関しては、手頃価格品から高級品までカバーしている。
Rongbay	
U R L	http://rongbay.com
知名度	Alexa Rank 「83位/ベトナム」「10,167位/グローバル」 Facebook いいね! 「9,575」
概要	この Web サイトでは、VC Corp に属している。Rongbay では、商品の情報を提供するだけでなく、消費者が商品を選択することを手助けするためのアドバイスも提供している。また、消費者に対して、詳細な価格情報と共に一流企業のリストも提供している。
Hotdeal	
U R L	http://www.hotdeal.vn
知名度	Alexa Rank 「131位/ベトナム」「15,145位/グローバル」 Facebook いいね! 「186,205」
概要	この Web サイトは、Mekong Company によって保有されており、レストラン、スパ、家庭用電気製品、旅行に関する割引クーポンを提供しているサイトのトップ

	プである。
Chodientu.vn	
U R L	http://chodientu.vn
知名度	Alexa Rank 「122 位/ベトナム」「15,325 位/グローバル」 Facebook いいね! 「16,543」
概 要	この Web サイトは、ベトナムの Ebay と称される電子商取引サイトである。2006 年に優れた電子商取引サイトしていくつかの賞を受賞する等の多くの成功を収めている。

2. ISP の法的責任

(1) オンライン上での知的財産権侵害に関する ISP の責任を定めた制定法、判例法、法原則

知的財産法⁴⁷ (the Law on Intellectual Property) 第 213 条によれば、「知的財産権侵害物品 (Counterfeit intellectual property)」とは、偽造標章商品 (goods bearing counterfeit marks)⁴⁸ (偽造地理的表示商品 (goods bearing counterfeit geographical indications) を含む) 及び著作権侵害商品⁴⁹ (pirated goods) をいう。知的財産法第 213 条における知的財産権侵害物品には、特許権侵害商品は含まれない。

この点、取引 (電子商取引を含む) に対する行政上の制裁に関する Decree 185 (Decree 185/2013/ND-CP、2014 年 1 月 1 日に施行) 第 4 条によれば、知的財産権侵害物品のオンライン上での取引については、市場管理警察 (market control polices) 又は市若しくは省レベルの人民委員会の議長による、差止 (Injunctions)、罰金 (Penalties) 又は行政命令 (administrative orders) を含む行政制裁措置に服することになる。

そして、行政命令は、ISP に対して、(i) ウェブサイト上にアップされた知的財産権侵害物品に関する情報を削除又は消去すること、(ii) オンラインショッピングのウェブサイトオーナーとのインターネットサービス又はホスティングサービスを終了することを要求することを含むものと考えられる。

⁴⁷ 2005 年 11 月 29 日にベトナム国会で可決。なお、以下の URL から和訳及び英語訳の入手が可能である。JETRO の日本語訳 (<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf>)

JETRO の英語訳

(<http://english.vipri.gov.vn/images/file/Intellectual%20Property%20Law%20of%20Viet%20Nam%202005.pdf>)

⁴⁸ 知的財産法第 213 条第 2 項 Counterfeit mark goods are goods or their packaging bearing a mark or a sign which is identical with or substantially indistinguishable from a mark or geographical indication which is protected for such goods without consent of the owner of such mark or the management organization of such geographical indication respectively.

⁴⁹ 知的財産法第 213 条第 3 項 Pirated goods are copies made without the consent of the copyrights holder or the related rights holder r of such mark or the management organization of such geographical indication respectively.

なお、電気通信法⁵⁰（Law on Telecommunications）第 26.4 条によれば、ISP は、一般的に、管轄を有する当局による行政命令に従う責任があると規定されている。

また、知的財産権侵害に対する行政上の制裁に関する Decree99（Decree 99/2013/ND-CP）は、侵害のために用いられる手段、施設の操業を廃棄（destroy）、取消（cancel）、中止（suspend）又は拒絶（deny）する命令を含む行政上の制裁について規定している。同 Decree99 により、特許権、著作権、商標権等の知的財産権を侵害するウェブサイト又はドメインの主体は、市場管理警察、情報通信省（the Ministry of Information and Communications）の検査官、科学技術省（the Ministry of Science and Technology）の検査官又は市若しくは省レベルの人民委員会の議長による行政命令により、閉鎖（closed）又は拒絶（denied）され得る。同 Decree99 により、著作権以外の、特許権、商標権等の全ての知的財産権の侵害に対する行政上の制裁が規定されている。

さらに、2012年6月19日、情報通信省及び文化スポーツ観光省（the Ministry of Culture, Sports and Tourism）は、インターネット及び電気通信ネットワークにおける著作権及び関連する権利（特許権や商標権等の知的財産権は含まれない）の保護に関する ISP の義務についての Circular07（Circular No. 07/2012/TTLT-BTTTT-BVHTTDL）を公布し、同 Circular 第 5 条は、以下のように、ISP の責任を規定している。

- (i) サービスを提供するシステム内に、デジタル情報及び資料を暫定的な方法により限定的かつ明確な期間内（その情報及び資料を送信するための技術的要求を満足させるのに十分な期間）において保存すること
- (ii) 著作権及び関連する権利の保護に関する法令に従って情報通信省、文化スポーツ観光省又はその他の機関の検査官によって行われる検査に従うこと
- (iii) ベトナム法の規定に従い、情報通信省、文化スポーツ観光省又はその他の国家機関（例えば、警察、管轄権を有する裁判所、市場管理警察など）の検査官の書面による要求に基づき、著作権及び関連する権利を侵害する資料を削除又は消去すること、及び、著作権及び関連する権利を侵害する者に対するインターネットサービス又はテレコミュニケーションネットワークラインを切断、停止（stopping）又は保留（suspension）すること
- (iv) ベトナム法の規定に従い、情報通信省、文化スポーツ観光省又はその他の国家機関（例えば、警察、管轄権を有する裁判所、市場管理機関など）の検査官の書面による要求に基づき、著作権及び関連する権利を侵害する者の情報（ホスティ

⁵⁰ 2009年11月23日にベトナム国会で可決。なお、以下の URL から英語訳の入手が可能である。
英語訳（http://www.moj.gov.vn/vbq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10472）

ングアドレス、サーバー位置情報を含むがこれらに限られない) を開示すること
(v) 以下の場合において、著作権及び関連する権利を侵害によって生じた直接損害を賠償すること

(a) ISP がインターネット又はテレコミュニケーションを通じて知的財産権を侵害する情報又は資料の発表、伝達又は提供を開始する主要なソースであった場合

(b) ISP が著作権及び関連する権利を侵害するデジタル情報又は資料の内容を編集、要約 (truncate)、コピーした場合

(c) ISP が権利者によって行われた著作権及び関連する権利を保護するための技術的手段を故意に取り消し、又は無効とすること

(d) ISP が知的財産権を侵害する情報又は資料を流通させる二次的ソースであった場合

なお、ISSP (information searching service providers) の場合には、上記(i)乃至(v)で規定された責任に加えて、(a) 顧客に対して、インターネット又はテレコミュニケーションにおいて適法な内容、情報又は資料のみを使用又はアップロードすることを約束するよう要求する責任、(b) 著作権及び関連する権利を侵害するオンラインソーシャルネットワークを使用している者に対して、民事責任を負担する義務、行政制裁を受ける可能性又は刑事責任に問われることに関する適切な警告をなす責任を有している。

(2) ISP 責任が認められるための要件

ア. 差止め (知的財産権を侵害する資料の除去)

著作権については、上記 2. (1) (iii)で述べたように、ISP は、管轄権を有する機関 (市場管理警察、市若しくは省レベルの人民委員会の議長並びに情報通信省及び文化スポーツ観光省の検査官を含む) の書面による要求に従って、知的財産権を侵害する全ての資料を除去しなければならない。

著作権以外の、特許権、商標権等の全ての知的財産権の侵害についても、上記 2.(1)で述べた Decree99 により、侵害除去についての行政上の制裁が及ぶ

なお、知的財産法等の関連法規において、知的財産権の保有者からの削除要請に対応する ISP の民事上の義務については言及されていない。知的財産法第 202 条によれば、直接的に知的財産権を侵害する法人又は個人に対し、民事上の請求が認められるが、一般的に、ISP は直接的に知的財産権を侵害する者ではない。このため、基本的に、民事上の請求を求める、民事訴訟法上の手続が直接的に ISP に適用されることはないものと考えられる。

イ. 損害の賠償

上記 2. (1) (v)のいずれかに該当するといえる場合には、著作権及び関連する権利に対する侵害から直接生じた損害、又は ISP が直接的に知的財産権を侵害したことにより生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。損害賠償は、知的財産法第 202 条に基づく裁判所の判決、又は行政制裁法 (the Law on Administrative Sanctions) 第 13 条に基づいて関連する当局の命令により認められた、知的財産権保有者と侵害者との賠償合意により、損害を受けた知的財産権の保有者に対し、直接支払われる。

ウ. 売主情報の開示

著作権については、上記 2. (1) (iv)で述べたように、ISP は、管轄権を有する機関 (市場管理警察、市若しくは省レベルの人民委員会の議長並びに情報通信省及び文化スポーツ観光省の検査官を含む) の書面による要求に従って、著作権及び関連する権利を侵害する売主の情報を開示する責任を負う。ただし、ISP は、民事法上、権利を侵害する売主の情報を知的財産権の保有者に直接開示する責任を負わない。

著作権以外の、特許権、商標権等の全ての知的財産権の侵害についても Decree99 により、管轄権を有する機関の書面による要求に従って、知的財産権を侵害する売主の情報を開示する責任を負う。

エ. 刑事罰

ベトナム法上、ISP は、刑事責任を負わない⁵¹。

(3) ISP 責任に関する重要裁判例等

文化スポーツ観光省の検査官の副部長 (Deputy Chief) である Pham Xuan Phuc 氏によれば、2013 年において、文化スポーツ観光省の検査官は、4,721 のコンピューター及びオンライン音楽 (online music records) を検査し、知的財産権の侵害行為に対して、合計 32 億ベトナムドン (160,000 米ドルに相当) の罰金を課したとのことである。

以下は、マスメディアにおいて公開されている事例である。

⁵¹ なお、ベトナム刑法第 156 条では、模造品 (特許権侵害商品を含む知的財産権侵害商品一般を指す) の製造又は売買した者を処罰対象としている。

(i) RIAV vs. Nhacso.net

2008年7月8日、FPT オンライン (nhacso.net) は、yeuamnhac.com, nhac.vui.vn, socbay.com, inghe.vn, pops.vn, miu.vn, nhaccuatui.com, mp3.zing.vn のようなオンライン音楽ウェブサイトを所有しており、そのプロデューサーからインターネットを通じて音楽を配信する排他的権利を許諾されていると主張した。また、FPT オンラインは、Yahoo! Vietnam に対してインターネット上で音楽を使用することを許諾していた。しかしながら、Recording Industry Association of Vietnam (RIAV) は、自らのみがインターネット上で音楽を排他的に配信できると主張した。関連当事者は、ハノイ人民法院に対してインターネット上で著作権の侵害を主張する準備をした。また、両当事者は、何度も訴訟外での議論及び調停を行った。これにより、多くの nhacso.net のユーザーは、<http://www.NhacCuaTui.com> 又は <http://ZingMP3.net> のような音楽サイトに移行した。それゆえ、ユーザー数の減少により、nhacso.net は閉鎖しかけている。現在、著作権に関する論点は、RIAV にとって、nhacso.net との関係ではもはや懸案ではない。

(ii) International Federation of the Phonographic Industry (IFPI) vs. FPT Online

2008年8月26日、International Federation of the Phonographic Industry (IFPI) は、FPT オンラインがウェブページ (forum/gate.vn/nhacso) 上で著作権を侵害していると主張した。FPT オンラインは、特に、Madonna, Mariah Carey (For The Record), Katy Perry (I Kissed A Girl), Pussycat Dolls (When I Grow Up) などを含む著名なアーティストによる100曲以上の音楽をウェブサイト上で共有できるようアップロードしていた。文化スポーツ観光省の検査官は、FPT オンラインに対して、著作権を侵害する全てのデータを消去するために差止の行政命令を下した。

(iii) My Tam vs. RIAV, MobiFone, VinaPhone, Vietel

My Tam Entertainment Service Limited Liability Company は、RIAV、MobiFone、VinaPhone 及び Vietel に対して、関連する権利 (実演家 (performers) に関する権利を含む) に係るロイヤリティを請求した。RIAV、MobiFone、VinaPhone 及び Vietel は、My Tam 氏によって作られた歌を商業目的で着信音及び待受音に変換した。My Tam 氏は、10億ベトナムドン (約50,000米ドルに相当) の補償を要求した。MobiFone、VinaPhone 及び Vietel は、My Tam 氏に対してその補償を支払うことに合意した。

(iv) Thái Thùy Linh による 8 つのウェブサイトへの著作権侵害に基づく補償請求

Thái Thùy Linh は、歌手及び作曲家であり、8 つのウェブサイト (nhacvui.vn, nhacso.net, nhaccuatui, mp3.xalo.vn, music.go.vn, showbiz.xzone.vn, mp3.zing.vn 及び yeucahat.com) に対して、彼女のアルバムである「the Couple」をアップロードし、配信したとして、損害賠償を請求した。彼女は、Vietnam Center for Protection of Music Copyright (VCPMC) のアシストを受け、上記のウェブサイトに対して、40 億ベトナムドン (約 200,000 米ドルに相当) の補償を求めた。上記のウェブサイトは、VCPMC の公式の要求を受け、著作権を侵害する音楽を削除した。

(v) 文化スポーツ観光省の検査官が Motion Picture Association of America (MPA) の要求に基づき 3 つのオンライン映画サイトに対して行政命令を下した事例

2013 年 8 月、MPA は、3 つのウェブサイト (<http://phim47.com>、<http://v1vn.com> 及び <http://pub.vn>) がそのウェブサイト上で映画フィルムの著作権を侵害していると主張した。文化スポーツ観光省の検査官は、そのウェブサイトのオーナーに対して、行政上の罰金を課し、2013 年 7 月 11 日から著作権を侵害するデータを消去するよう求めた。さらに、文化スポーツ観光省の検査官は、上記 3 つのウェブサイトの全ての IP アドレスを拒むようベトナムにおける全ての ISP に対して要求した。

3. ISP に対する実務的措置

(1) 推奨される対応

知的財産権の保有者にとって、同時に複数手段を講じることが効果的である。上記で述べたように、ベトナム法上、知的財産権侵害行為に対して、行政上の救済が認められている。ISP に対し、知的財産権の侵害行為があるとして、民事又は刑事の救済方法が認められる場合は限定される。

したがって、知的財産権の保有者が自己の主張を根拠付ける適切な証拠を有する場合において、民事上の救済を求める際には民事裁判所に、刑事又は行政上の救済を求める際には行政機関 (典型的には市場管理警察) に対して当該証拠を提出すべきである。

なお、著作権侵害に関する刑事上の救済は比較的極端なケースにおいてのみ行われるとのことである⁵²。

⁵² なお、上述のとおり、ベトナム刑法第 156 条では、模造品の製造又は売買した者を処罰対象としてお

「時間」という観点からは、行政上の救済方法に適用される法令が比較的明確かつ簡潔であるため、民事又は刑事裁判（最終的な結果に至るまで数年かかる）と比較して、時間がかからない。

実務上、市場管理警察、市若しくは省レベルの人民委員並びに情報通信省及び文化スポーツ観光省の検査官は、ISP に対して直接命令を下す権限を有しているため、行政上の救済を求めることが最も効果的である。

なお、「証拠」という観点からは、民事裁判においては、知的財産法上、知的財産権の所有者が、相手方の支配下にあつてアクセスすることができないことを証明した証拠については、これを開示するよう相手方に強制することを裁判所に要求することができる一方（知的財産法第 203 条第 5 項）、知的財産権侵害に関する刑事又は行政上の救済方法においては、これに類似した規定は見当たらない。

(2) ISP に知的財産権侵害品の削除等を求める際の実務的留意点

まずは、知的財産権の所有者が知的財産権侵害への救済を要求する際には、当該侵害を証明するに適切な証拠を準備することが重要である。

したがって、知的財産権の所有者は、ISP のシステム上において知的財産権の侵害行為が行われた場合には、可及的迅速に、当該侵害を十分に記録する効果的な手段を講じるべきである。その典型的な手段としては、当該侵害に係る画面をプリントアウトし、VIPRI⁵³（Vietnam Intellectual Property Research Institute）に対して報告することである。すなわち、知的財産権が侵害されているとの主張に関しては、VIPRI の評価結果によって、知的財産権の所有者の要求をより強固なものすべきである。VIPRI は、科学技術省の下に設けられた、知的財産に関する専門的意見を述べ、資格を有するコンサルタントとして行動する、科学調査を目的とする機関である。VIPRI の評価手続は、(i) 知的財産権の所有者による証拠を提出しての評価の要求、(ii) VIPRI による、申請者との評価合意の締結を含む評価の受入、(iii) VIPRI による、法的な侵害主張のレビュー、関連する知的財産権の調査、決定等を含む評価の実施、(iv) 申請者及び関連機関に対する評価結果の開示、の 4 段階に分けられる⁵⁴。

また、知的財産権の所有者は、可能な限り、知的財産権侵害に関する証拠を揃え、情報通信省及び文化スポーツ観光省の検査官又は市場管理警察に対して、侵害者に対するインターネットサービス又はテレコミュニケーションサービスの提供を終了する

り、ISP 自体は責任を負わない。

⁵³ <http://english.vipri.gov.vn>

⁵⁴ <http://vipri.gov.vn/trang-chu/35/Trinh-tu-tien-hanh-giam-dinh.aspx>

よう ISP に対して要求することを請求すべきである。

さらに、当該請求を公共メディアに対して公開することによって、知的財産権侵害に関する関連当局の注目を引かせ、かつ、迅速かつ公平に判断するよう社会的なプレッシャーをかけることもできる。

(3) 一般に予想される ISP 側の対応

Circular07 の規定に基づくと、ISP は、著作権及び関連する権利の侵害に関する知的財産権の保有者からの削除要請に応じる義務はなく、関連する国家機関からの命令のみに従う義務を負い、当該命令に基づいて、著作権及び関連する権利の侵害するデジタル情報の内容を削除又は消去する義務を負う。すなわち、情報通信省若しくは文化スポーツ観光省の検査官又はその他関連機関の書面による要求に基づいてインターネット又はテレコミュニケーションのリンクを切断、停止又は保留する義務を負う。

すなわち、産業財産権 (industrial property rights) に関して、知的財産法等の関連法規において、知的財産権の保有者からの削除要請に対応する ISP の義務については言及されていない。

現行の法規を前提とすると、知的財産権の保有者は、まず知的財産権の侵害に関する報告を関連する国家機関に対して行い、その後、当該国家機関から ISP に対して知的財産権を侵害するデータ等を削除するよう要請することを求めることになる。

なお、上記 2. (3) (ii)及び(v)で述べたように、実務上、国家機関が ISP に対して知的財産権を侵害するデータ等を削除するよう要請した例がある。

(4) インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

ベトナムではまだ未成熟な分野であり、ケースバイケースでの会合又はセミナー等はあるものの、オンライン上での知的財産権侵害に関する、固定の情報交換フォーラムは存在しないとのことである。